

青森県報

第三千八百十号

平成二十六年
二月二十四日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課)	一
漁船保険付保義務の発生……………	(同)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(下北地域局)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生生活文化課)	二
大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課)	三
右 同……………	(同)	四
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課)	五
出先機関		
道路の位置の指定……………	(上北地域局)	六
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(下北地域局)	六

告 示

青森県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目の一	平成二六・一・六
変更後	マエダ調剤薬局浜の町店		

青森県告示第八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目の一	平成二六・一・六
変更後	マエダ調剤薬局浜の町店		

青森県告示第八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 武 北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 益雄	区 域	下前区域 組合の地区	区 分	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
----------------	---	-----	---------------	-----	--

青森県告示第九十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	青森市大字野内字菊川二六三 横内 憲 悟 青森市大字奥内字宮田二の一 杉 田 勝 青森市八重田二丁目四の八 齋 藤 貞 一	加入区の名称	青森
------------	--	--------	----

青森県告示第九十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「株式会社みちのく銀行古川支店
ユニバース沖館店出張所
青森市沖館一丁目
を削る。」

青森県告示第九十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	届 出 事 項	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
佐井	発起人の住所及び氏名	平成二十六年二月二十四日から同年三月十日まで	佐井村漁業協同組合
	下北郡佐井村大字佐井字磯谷三三二 田中 勝年		
	下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良		
	下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇 の七七		
	館脇 修		

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年二月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥入瀬自然観光資源研究会

三 代表者の氏名

河井 大輔

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字奥瀬字栃久保一―の二五三

五 定款に記載された目的

この法人は、奥入瀬・十和田湖を中心とした南八甲田山麓一帯を活動の場とし、自然観光資源の調査研究・情報発信を行うと共に人財育成ならびに地域ネットワークの構築を図ることで国内外の関心層を対象とした、上質かつ持続可能なネイチャーツーリズム環境を創出・促進し、もって豊かな地域社会の形成と振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンA.L.i

青森市浜田三丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の 代表取締役 池田輝彦	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の 代表取締役 中野武夫	平成 二五・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の 五 代表取締役 青山理	変更無し	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁 目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し	
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七―七の一 代表取締役 柳井正	変更無し	
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一 の一 代表取締役 藤原政博	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一 の一 代表取締役 横内達治	平成 二三・八・三
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七 本松二七の一 代表取締役社長 江尻義久	変更無し	
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六 丁目八の一 代表取締役社長 寺井秀藏	変更無し	
株式会社エーピーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目二二 の一 代表取締役社長 野口実	変更無し	
トリンプ・インターナショナル ・ジャパン株式会社	トリンプ・インターナショナル ・ジャパン株式会社	二四・一・五 (住所)

四

届出年月日
平成二十六年二月三日

株式会社ドン・キホーテ 東京都新宿区西新宿二丁目六の 代表取締役社長 成沢潤治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九 の〇 代表取締役社長 大原孝治	三・九一 (住所) 三・二二 (代表者 の氏名)
株式会社バステル 福島県郡山市島一丁目二八の五 代表取締役社長 鈴木和彦	株式会社メゾン 青森市古川一丁目二〇の二一 代表取締役 三上孝	三・七三
株式会社三城 東京都中央区銀座二丁目七の一 代表取締役社長 多根裕詞	株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	三・九二六
株式会社ユナイテッドフレグランス オプインターナショナル 弘前市大字城東中央三丁目三の 三 代表取締役 佐藤泰	株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内幸子	三・九二六
株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内幸子	株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	三・三二四
ベニソン株式会社 東京都台東区花川戸二丁目八の 一三 代表取締役 村上雄一郎	東京都中央区築地五丁目六の四 階 浜離宮三井ビルディング五・六 代表取締役社長 土居健人	三・三二五 (代表者 の氏名)
株式会社ファイブ・ワン 青森市港町二丁目二六の二二 代表取締役 柏公市		三・三二六

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドリームタウンA Li

青森市浜田三丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目二の一

代表取締役 中野武夫

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の配置に関する事項	荷さばき施設の面積	四〇九平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二六・〇・四
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	駐車場一 (D棟東側平面) 九時三十分から午後九時まで 駐車場二 (A、B棟北側平面) 九時三十分から午後九時まで 駐車場三 (C棟北側平面) 九時三十分から午後九時まで 駐車場四 (D棟西側平面) 九時三十分から午後九時まで 駐車場一のうち出入口の二十四時間	
駐車場の出入口の位置	四か所	八か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)	

四 届出年月日

平成二十六年二月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

八戸市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
八戸市	白銀町	北側本町 下夕通 洲賀端の一部 砂森 人形沢

